



# 茨城県報

第 302 号

令和 4 年 (2022年) 5 月 2 日

月 曜 日

## 目 次

告 示 ページ

●道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1  
(選挙管理委員会)

●選挙管理委員会第 5 回定例会の招集 ..... 1

●公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 ..... 2

## 指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

●漁業法に基づく指示 ..... 4

## 告 示

### 茨城県告示第503号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 4 年 5 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 2 日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 小泉水戸線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市下大野町字下ヨゴ1349番 2 地先から 水戸市東大野字中道139番 3 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 10.0 最小 5.0	2,362	
	(B)	最大 94.5 最小 9.8	2,410	
	新 (B)	最大 94.5 最小 9.8	2,410	区域除外

(選挙管理委員会)

### 茨城県選挙管理委員会告示第36号

令和 4 年第 5 回定例会を次のとおり招集する。

候補者氏名	沼里 真一郎	所属党派	無所属	令和 3 年 11 月 25 日から 期間	第 1 回分
出納責任者氏名	沼里 キミ子			令和 3 年 12 月 28 日まで	
収入				支出	
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	460,000円
				家屋費	0円
				選挙事務所費	0円
				集会会場費	0円
				通信費	0円
				交通費	0円
				印刷費	485,577円
				広告費	132,000円
				文具費	0円
				食糧費	35,790円
その他の寄附		0件	0円	休泊費	0円
その他の収入			825,057円	雑費	3,450円
今回計			825,057円	今回計	1,116,817円
前回計			0円	前回計	0円
総計			825,057円	総計	1,116,817円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	120,160円
	ポスターの作成	171,600円
	計	291,760円

報告書受理年月日	令和 4 年 1 月 20 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

## 指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

### 茨城海区漁業調整委員会指示第 1 号

茨城県海面におけるいか釣り漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 4 年 5 月 2 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 高 濱 芳 明

(操業の承認)

- 茨城県海面において、いか釣り漁業（無動力漁船及び総トン数 5 トン未満の動力漁船を使用するものを除く。）

を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

（承認対象漁船）

2 承認の対象となる漁船は、総トン数30トン未満の動力漁船であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前年、当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有する者
- (2) 委員会が特に認めた者

（県外船の承認定数）

3 県外船について、委員会が承認をすることができる最高限度は22隻とする。

（制限又は条件）

4 この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業の禁止区域

最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。

- (2) 電気設備

集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。

- (3) 承認証備え付け等

この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

（漁獲実績報告書の提出）

5 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに別に定める漁獲実績報告書その者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ令和5年6月30日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

（承認の取り消し）

6 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

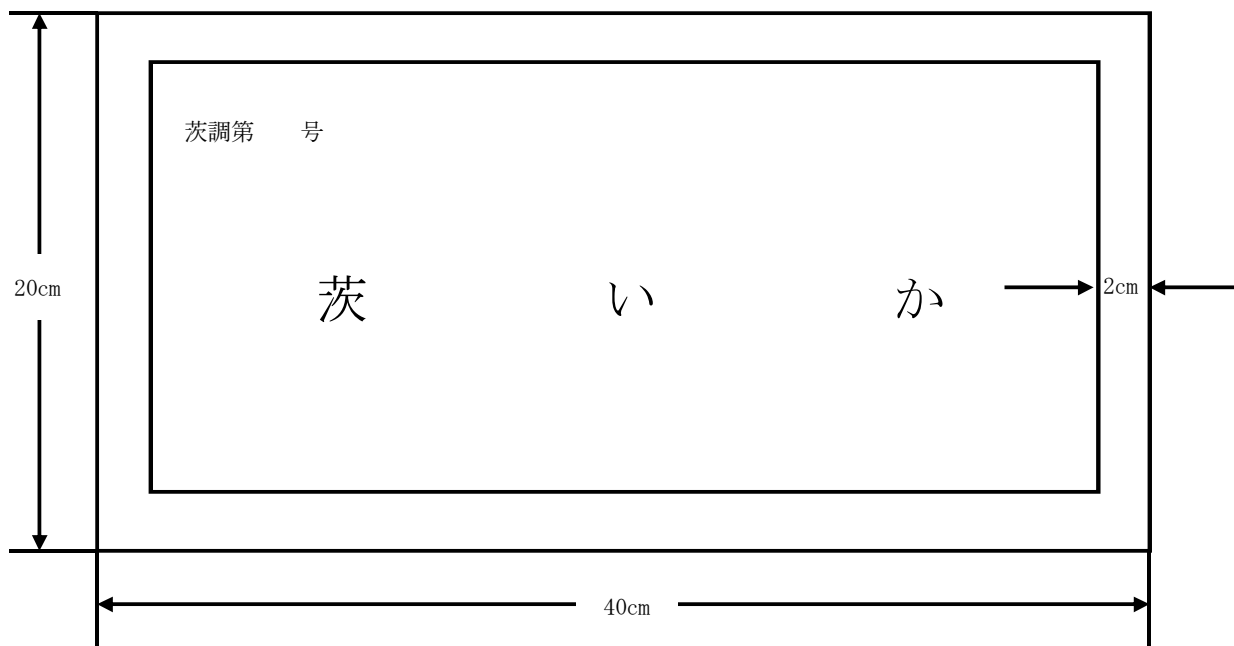
（指示の有効期間）

7 この指示の有効期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

（取扱の細目）

8 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、いか釣り漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

## いか釣り漁業委員会指示取扱要領

令和 4 年 5 月 2 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 1 号によるいか釣り漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

## (申請書の提出)

- 1 いか釣り漁業の操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書(別記様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表(別記様式第 2 号)と副申請書を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあつては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

## (1)申請理由書

(2)漁船原簿謄本(県外に住所を有する者に限る。)

(3)前年の水揚げ実績を証する書面(6に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。)

## (承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として、令和 4 年 8 月 31 日までとする。

## (承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証(別記様式第 3 号)を申請者に交付する。

## (承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(別記様式第 4 号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

## (承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第 5 号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

## (漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示第 5 に規定する報告書の様式は、別記様式第 6 号とする。

様式第 1 号

いか釣り漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数



様式第 3 号

茨調第 号	
い か 釣 り 漁 業 操 業 承 認 証	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
船 名	
漁 船 登 録 番 号	
総 ト ン 数	
推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数	
承 認 有 効 期 間	
制 限 又 は 条 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。</li> <li>2 集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。</li> <li>3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。</li> </ol>
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会 会 長 高 濱 芳 明	



様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証(承認番号 )の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

様式第 5 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失(き損)の理由

様式第 6 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏名又は名称 ㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業漁獲実績報告書

船名	総トン数	登録番号	操業期間	月 日から
				月 日まで

操 業 状 況

月	操 業 日 数	操 業 位 置	漁 獲 量			金 額	備 考
			い か	そ の 他	計		
	日		kg	kg	kg	千円	

注 1 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。

注 2 漁獲されたいか等の主な種類を備考欄に記載すること。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)